

岩手県国際交流員等派遣要領

1 目的

この要領は、県内の市町村、学校及び各種団体が実施する国際交流・国際理解促進事業等への国際交流員及び海外研修員（以下「国際交流員等」という。）の派遣に係る必要な事項を定め、本県の国際化推進に資することを目的とする。

2 派遣対象事業

国際交流員等の派遣対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の外国文化理解促進のための国際交流活動への協力
- (2) その他所属長が必要と認めた業務

3 派遣時間

派遣時間は、原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。なお、土日・祝日等及び時間外の派遣については、国際交流員等と相談のうえ決定する。

4 経費

- (1) 謝金等の報償費は、国際交流員等の業務範囲内であるため支給しない。
- (2) 旅費は、原則として派遣依頼団体の負担とする。なお、旅費額は、派遣依頼団体の旅費支給規程等に従い、国際交流員等に支給する。ただし、派遣依頼団体に旅費支給規程等がない場合は、原則として岩手県の旅費支給基準で支給する。
- (3) 派遣に際して必要と判断される場合、国際交流員等を傷害保険等に加入させることとし、それに係る費用は派遣依頼団体が全額負担するものとする。
- (4) その他教材費等の実費については、派遣依頼団体が全額負担するものとする。

5 派遣の制限

岩手県政策地域部国際室長（以下「国際室長」という。）は、派遣依頼団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、国際交流員等の派遣を受諾しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき。
- (3) その他国際室長が適切でないと判断したとき。

6 派遣申込方法等

国際交流員等に業務を依頼しようとする団体は、依頼内容に応じ所定の様式により国際室長あてに申し込まなければならない。

- (1) 事前相談
あらかじめ電話等で国際室国際交流担当に対して、依頼内容の概要を伝え、国際交流員等の日程等を確認のうえ、所定の様式により申し込むこと。
- (2) 申込様式
別記様式（国際交流員等派遣申請書）によること。
- (3) 諾否判断
派遣申請よりも国際室の業務を重視する。

附 則

この要領は、平成26年9月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

国際交流員等派遣申請書

平成 年 月 日

岩手県政策地域部国際室長 様

申請者 _____

担当者氏名 _____

住所 _____

連絡先 (Tel) _____ (Fax) _____

下記の事業を実施するにあたり、国際交流員等の派遣を申請します。

記

事業名	
実施目的	
実施場所	
派遣希望日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
言語及び希望人数	英語 / 中国語 名
業務の内容	
交通手段	① 公共交通機関 利用交通機関：JR・バス・電車・その他 _____ 移動所要時間： 利用区間： ② 送迎 待合せ時刻： 時 分頃 待合せ場所：
食事	(※ 食事時間帯にかかる場合のみ記入)
その他参考事項	